

子障第2399号
平成27年1月13日

各 指定研修事業者 殿

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業実施要綱及び指定事務
取扱要領の一部改正について（通知）

みだしのことについて、居宅介護職員初任者等養成研修事業の取扱は「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められているところです。

この度、上記通知が平成26年3月31日障発0331第49号にて一部改正され、「重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程」が新設されたことに伴い、沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業実施要綱及び指定事務取扱要領も改正しましたので通知します。

また、研修事業修了後の実績報告につきましても提出書類及び様式等が変更になりました。（平成27年4月1日以降開始の研修課程から必ず新様式にて対応すること。）

つきましては、県ホームページより要綱及び要領等を確認し御了知の上、研修を実施してください。

○県ホームページURL

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/h25kyotaku.html>